

## 平成 27 年度 第 2 回高知県いじめ問題対策連絡協議会 議事概要

1 日時 平成 27 年 9 月 25 日（金） 13：00～15：00

2 場所 高知会館 2 階 白鳳

3 出席者

会長	高知県知事	尾崎 正直
委員	高知県小中学校長会会長	西尾 洋之
	高知県高等学校長協会会長	池 康晴
	高知県私立中高等学校連合会会長	森 暁
	高知大学教育学部附属小学校校長	渡邊 春美
	高知県保幼小中高 P T A 連合体連絡協議会会長	川北 恭弘
	高知県民生委員児童委員協議会連合会会長	前田 長司
	大阪市立大学名誉教授	森田 洋司
	高知弁護士会	金子 努
	高知県市町村教育委員会連合会会長	大野 吉彦
	高知地方法務局人権擁護課長	井ノ口 忠明
	高知県地域福祉部長	井奥 和男
	高知県文化生活部長	岡崎 順子
	高知県教育長	田村 壮児
	高知県警察本部生活安全部長	秋澤 淳一
	高知県中央児童相談所長	國藤 尚也

※欠席者

濱川 博子 委員  
中澤 宏之 委員  
松原 和廣 委員

4 概要

(1) 開会

- ・ 交代委員（川北委員）の紹介とあいさつ
- ・ 今回欠席される委員の報告

(2) 会長挨拶

6月に第1回協議会を開催し、いじめ問題、ネット等の問題について皆様に協議いただいた。今回は、前回にいただいた意見を踏まえ、ネット使用のルール作りはどうあるべきか、相談体制はどうあるべきなのか等について議論いただきたい。岩手県では非常に残念な事件も起きてしまった。このことや、これまでの取組結果も踏まえたうえで、事務局より報告いただき、議論の土台にしたい。

会次第に従い進行する。よろしく願います。

(3) 議事

1 いじめ防止子どもサミット後の市町村及び学校の取組状況等について

事務局<資料 1、2-1、2-2 に基づき説明>

会長

事務局より説明頂いた。意見質問は無いか。

この説明も、後ほどの協議のなかで生かしていただきたい。事務局に一点質問をする。学校におけるいじめ対策組織の会議は、事案発生時に開くのか、定期的に関くのか、どちらであるか。

事務局

定期的に関く会議である。

会長

いじめが把握されていなくても開くということか。

事務局

そうである。

会長

事例発見について、組織的に把握するためには、よい機会である。

続けて、議事 2 の説明を願う。

## 2 平成 27 年度第 1 回本協議会における意見について

事務局<資料 3 に基づき説明>

会長

事務局から、前回の協議会でだされた意見、及び関連する取組について説明があった。追加して説明が必要なものについて、秋澤委員、田村委員の順で願う。

委員（高知県教育委員会）<資料 5-1、5-2 に基づき説明>

相談体制について説明する。前回協議会の中で、特に、深刻な問題に対して、速やかにワンストップ・トータルで対応できる体制が必要だという意見があった。それに対して、高知県教育委員会として、何ができるかという視点で資料を作成した。

まず資料 5-1 に、複雑化、深刻化するいじめの現状とその課題を示している。今後の方向性としては、心の教育センターを、ワンストップ・トータルの、いじめ問題に関する相談窓口としていきたい。そこには、専門性の高いスクールカウンセラー（以下、SC）や、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）を常駐させる。

具体的内容としては、資料 5-2 に示している。

いじめ相談については、まず学校がメインで対応する。この学校での対応の強化と並行して、心の教育センターの機能強化を図る。SC、SSWが配置された心の教育センターでは、学校等からの困難な事例への相談対応に当たる。より専門的な知見を生かして、問題の窓口になるとともに、最終的な問題解決まで寄り添って対応する。様々な相談機関とも密接な連携を図りながら、ワンストップ窓

口としての機能を高めたいと考えた。

要するに、いじめの問題に関しては、誰でもが、心の教育センターに相談をすれば、適切な助言や支援が受けられる。そして、問題解決に至るまで継続して支援してもらえる体制を作っていきたいということである。

#### 委員

前回説明したいじめ防止教室の事業について、出来上がった資料集（CD-R含む）を配布している。ご覧いただきたい。

この資料は、少年サポートセンターへの派遣教員と、警察職員がこれまでの結果を踏まえ、また他県の取組も加味して作成した。資料は、県下の警察署、および小学校、教育委員会に配付した。内容は小学校低学年から高学年を対象にしている。この資料に基づき教員と警察職員と一緒に授業をする。既に各学校に、一部配付したので、積極的に活用していただきたい。

警察が関わるいじめ事案では、これまでその多くが、実際にいじめ等が発生し、事件化した後である。警察としては、今後未然防止を重点にした取組をしていきたい。

さらに、この事業を学校と警察とが一緒になって取り組むことで、両者の連携を図り、いじめの初期の段階でも、気軽に相談できる雰囲気を作りたい。各警察署の担当者には、積極的に警察側から出向くよう指示している。活用についての協力を、ぜひお願いしたい。

### 3 意見交換

#### 会長

ネット問題に関する方向性と、いじめ問題の相談体制の充実強化に向けた案について、事務局より説明があった。

まず、ネット問題について議論する。これについては、各地域や学校で様々な取組が進められている。事務局の説明に付け加えて、話題提供を願いたい。

#### 委員

高等学校の必修科目には情報がある。しかし、学習する内容の中心は、文書作成等のスキル習得が大半である。ネットの危険性等については十分に学習できていない。その時間を通して、しっかりと学習していくことが必要と考えている。

また、関係機関と連携し、ネットの危険性についての講演をいただいたり、入学当初にスマホ等の使い方の講習を行ったりしている。これからの中高生は、スマホ時代に生きていかななくてはならない。大学入試の出願等でも使用することを考えても、すでに必要なものである。だからこそ、便利さの裏にある危険性についての指導はもっと重視しなくてはならない。一部高等学校では、盛んに行われている。

来月には、中高生対象にネットフォーラムも開かれる。情報モラルの向上やネットトラブルの対処法に対する生徒の主体的な取組を、大人がサポートできるようにいい会議にしていきたい。

#### 委員

ネット問題は、小学校低学年から起きている。小学校低学年から、その問題に対する学習プログラムが必要ではないか。

また、中学生が高校生から学ぶという取組もインパクトがある。同じように、中学生が小学生に指導できる機会があれば、中学生が主体的役割を認識することにもなる。この問題に、当事者意識を持たせることが大事である。表面的な形に終わらせないことが、これからの私たち学校側の責任である。

#### 委員

私立学校でも、各校同じ悩みを持ち、懸命に対応しているのが現実であろう。本校でも年に数回は、ネット上の問題が発生する。学校でも警戒し、ネットパトロールも自主的に行っており、不適切な記載等を把握している。ただ、学校が日頃からできることは少ないのが現状である。

啓発については、警察等の協力をいただき、毎年講演を行っており、生徒も教職員も得ることが多い。しかし、常にその危険性を意識したネット利用はできていないのが現状である。

保護者への啓発は課題である。学校では始業時から終業時のケイタイの使用は禁じているが、部活動等の事情もあり、早朝や放課後の保護者との連絡はスマホ等で行われるという現実がある。日頃の家族内、親子間のコミュニケーションのとり方に、危うさを感じる。

#### 委員

本校の場合、ネット問題に関してはずいぶん遅れていると感じる。大人と子どもの認識のずれもある。教職員を含めて、大人は、ケイタイ等のセーフティ機能や、コミュニケーション連絡機能を、メリットと感じている。しかし、危険性やデメリットの認識が弱い。そこを啓発・啓蒙していく必要がある。むしろ、子どもの方が先に進んでいる。もっと、総合的に研修をしなければならない。

保護者の啓発では、「幡多っ子ネット宣言」のような地域やPTAとの連携した取組で、抑止効果を機能させ、私たちの姿勢を打ち出していくことが必要である。こういった会にあまり参加しない保護者にも、地域に浸透していく中で知ってもらうこともできる。

子ども達のカリキュラムも必要であると感じる。ネットの危険性や言葉の問題そのもの、他者に対する接し方も含めて、心を耕しつつ、カリキュラムとして学習していくことが必要である。

#### 委員

南国市では、高等学校や各関係機関と連携し、研修会や講習会を実施している。ただし、最終的にこの問題は保護者に関する部分が多い。だから、保護者にしっかりと研修していただきたい。

一つのいい例として、こんな話がある。スマホの使用料は親である私が払っている。だから子どもには貸している。貸しているのだから、条件や約束を付ける。子どもがそれを約束すれば、子どもに貸す。そこで、フィルタリングをかけることと、使用についての条件を話し合う。一つの成功例である。

#### 会長

ネット問題についてさらに議論を深めていただきたい。ここまでの話で、何が課題かを整理する。ネットに伴うところの様々な危険を防止していくということが第一である。もう一点は、コミュニケーションという観点からみても、ネットが悪影響を及ぼしている部分がある。この問題の対象としては保護者、教職員、児童生徒である。手段としては、カリキュラムも一定考え始める時期ではないかという話であった。つまりうまい形での啓発と学校のカリキュラム、これをそれぞれ進めていくことになろうと思われる。その中身としては、カリキュラムの中身をどうしていくかということとともに、ルールについての取組の充実であった。全般的な論点を出していただいたので、このように整理したい。

そのうえで、ネット問題の対処の仕方やどうあるべきなのかということについて、意見を願いたい。

#### 委員

資料にもあるが、保護者との関わりというものをもっと考えていい。親子でもっと話し合っていないかなくてはならない。親からスマホ等を借りているという意識は子どもに無い。買ってもらった私のものと思っている。

一番しっかりする必要があるのは、私たち保護者である。学校のことを子どもと話す。学校から話を聞く。その連携が基本である。

この会話を、PTAに持って帰って検討したい。

#### 委員

この問題はネットの危険性と、コミュニケーションの問題である。教育現場ではどうにもならない現状がある。家に帰ってからの問題が大きい。そうすると、保護者の問題が非常に大きい。ネットには固有のリスクがある。そこからトラブルが派生する。したがって、機器やリスク等の問題に集中しがちだが、そこに、子どもたちの人間関係や、個々が抱えている課題が相乗りして重大化してくる。学校は子どもたちの関係性やコミュニケーションというものをしっかりと押さえたうえで、指導することが大切である。

保護者の問題が大きいですが、全て責任があるわけではない。例えば、夜遅くには電話をかけないというルールやマナーを、我々は長年の経験で蓄積してきた。ところが、ネットではそのルールが後づけになってしまった。保護者の中でもネットに詳しい人もいる。そういう方々を組織化して啓発していくこともできる。

文科省から出されている事例集なども活用しながら、基本的な知識をしっかりと研修して進めることが必要である。教員も自らの問題として引き受け、保護者との協働関係をつくる中で、体制が出来るようになるのではないかと。

#### 委員

保護者の経済的な問題や、日々の生活の多忙さから、PTA等への参加ができない状況の中、ネットの問題が起きている。家庭で子どもとられる時間が少ない保護者が多い。

現代社会では、ネットが必要のものとなっている以上、保護者の関わり問題は避けられない。

そして、大人社会にもいじめがある。大人の問題は大きい。民生児童委員でも今後検討し、地域を守るようなコミュニティーにしていきたい。

#### 会長

大人が、ネットの便利さにとらわれているという議論は身につまされる。メリットのみを感じてはいけない。そこをうまく啓発していかなくてはならない。

#### 委員

ネット問題は新しい情報や問題が次々と出てくる。しかも、その影響は子どもの方が早い。だからこそ、その事例をすぐに共有できる組織づくりが必要である。

#### 委員

街中では多くの人が、いたるところでスマホの画面を見ている。ルールやマナーが確立しないまま、

発展してきた。大人自身が子どもにルールを教えられるのかと反省する。

法務局では、以前に紹介したように、事業を行っている。すでに、学校から依頼も有り、今後、人権擁護委員会を中心に、民間事業通信会社と連携して人権教室を展開していく。民間事業通信会社で、四国に啓発事業の拠点があるのは一社であり、旅費等も一切必要無い。ネット問題は、常に新しい問題への対応が必要であり、そのためには民間の専門性が必要である。ご協力いただきたい。

#### 会長

保護者等への啓発と。学校教育での対応は、当然進めていくという共通認識でよいであろう。

啓発の内容について、中身をどうするのか。また、学校ではどういったカリキュラムで教えていくのかということ、検討していかなくてはならない。委員の皆さまから出されたことを参考にし、啓発の内容づくり、さらにカリキュラムへの発展へと具体的な歩みを進めたい。

ネットについてのルールづくりや啓発の仕方、その手段等についても、事務局で検討し次回提案していただきたい。

#### 委員

その方向で進める。特にルールづくりは、家庭だけの取り組みでは不十分である。一人だけ取り組むことで、逆にいじめに発展するケースもあるようである。学校全体とか、地域、市町村全体で取り組むという視点で考えたい。

#### 委員

前回いただいたいじめの認知状況についての資料の中に、パソコン、ケイタイ電話等によるいじめの割合があった。この割合が、全国に比べて高知は高い。これは高知特有のものがあるのかどうか。高知はどういった問題を抱えているのか、分かるのであれば、回答いただきたい。

#### 事務局

私達も明確な理由はつかんでいない。ただ、以前の調査結果にも、メールを使用しそれに頼っているという状況が高知県にはあった。二つの調査の関連は分からない。

ネットいじめは、気づかない部分もあり、調査には気づいた件数としてあがってきている。高知県が全国と比較して、結果に開きがある理由は明確ではない。

#### 会長

定量的に明らかなわけではないが、おそらく2つの理由が考えられよう。

一つは、経済的な影響から保護者が多忙であるという社会構造から、子育てに苦労している、若い保護者が多いこと。もう一つは、このネット問題への取組に非常に熱心な先生方がいて、結果としてネット問題や人権侵害についての認知が進んでいること。つまり、発生確率が高いことと、認知に対して比較的率直に受け止める空気感があることが推測できる。ルールづくりや啓発をしていく中で、何らかの特徴や課題が浮かび上がってくるかもしれない。PDCAサイクルの中で、それらを踏まえて対応し、高めていけばよい。

それでは、協議の柱の2番目として、相談体制について議論いただきたい。前回の会議は、いじめ対策組織を含めた学校の相談体制、さらには専門的な人材の活用とワンストップアンドトータルなシステム等のキーワードをいただいた。いじめに関する相談を速やかに解決し、深刻な問題も解決して

いくためには、どのような方策が考えられるのか、ご意見を伺いたい。

#### 委員

学校の中で、きちんと相談できることが大前提である。以前に比べて、学校の組織的な対応は進んできた。しかし、問われているのは、子どもたちの様子を感じ取ることのできる教員一人ひとりの資質である。組織的対応のテーブルに上がってこない限り、問題は解決につながらない。

今のいじめは見えにくい。専門家に指導をいただきながら、学校としてどう認知していくかを考えなくてはならない。専門家の方に学校に入っていただく機会も多く、子どもとの日常的関わりを通して、その子どもの普段の姿を見ていただく手立ても必要である。

#### 会長

いじめ対策組織が定期的にかれるというのはいいことである。組織的にこの問題を見ようとすることにつながり、問題を埋没させないことになる。

#### 委員

本校では、その会議を週1回定例化している。各担当教員から、最近あった出来事や継続中の問題を報告し合い、今後の対応を決めている。それでも、会議に上ってこないケースがあるかもしれないことを最も危惧している。やはり、一人ひとりの教員の指導力を高めなくてはいけない。

#### 委員

本校でも年間8回の生徒指導委員会と、外部委員を含めた3回の対策委員会を行っている。

課題としては、いじめの判断に、教員ごとで認識に違いがあることである。教員がいじめでないにとらえれば報告されない。

心の教育センターがワンストップの機関となり、そこに専門家がいるということは素晴らしいことである。一番身近な相談窓口であるし、学校の対応力を高めていくことも協力いただける。また、学校への相談に抵抗感のある者にもプラスになる。

少し危惧する点もある。心の教育センターは県立の施設であるので、県立学校には良い。市町村立学校や市町村教育委員会からすると、県への直接の相談となるわけで、前提として連携のパイプを太くしておくことが重要である。県民への周知も必要である。

#### 委員

日常的に起きている出来事の中にあるいじめを、教員側が気づかずに見過ごしてしまっている。中学校で起こっていたトラブルに対応できず、高校になって教職員が気づかされたという事例もあった。

この問題には、自らSCに相談する事例が少ないという難しさもある。周りが気づいて、声掛けし、何度も面談する中でようやく分かることがある。常に、細やかに神経を使って見取っていくことを大切にしている。

#### 委員

最初に親のネットワークで事態が分かり、それから学校が把握する場合もある。学校からは非常に見えにくい。親としては学校にも知られたくない気持ちもある。どう発見していくかが重要である。それを超えて、ワンストップで相談できるように進めていくことは、大切なことであるが、難しい部

分もある。

学校では、Q-Uアンケートを実施したり、気になる児童生徒の情報共有をしたりしている。これらの情報と目に見える形で得たものとを重ね合わせて対応するような地道な取り組みが最も大切である。

ここで示された相談体制の形は、制度としてよくできている。これが実際に回っていくかが、今後の課題である。

会長

貴重なご意見で、大変ありがたい。

委員

相談体制の整備や個々の教職員の力量は、S C、S S Wの配置や研修の結果、向上している。しかし、それと並行して、子どもの状態が見えにくくなっている実態がある。状況は昔とは違う。教職員の技術や力量以前の問題の部分もある。

南国市では四中学校の生徒会が集まり、いじめ防止について会議を開いた。いじめを無くすには、自分たちがいじめを許さない学級を作らなければならない。決めたスローガンや取組を、小学校に行って広げていきたい。こう語った実行委員の言葉が印象深い。原点は学級である。先生と子ども達、その保護者。そこに信頼関係ができれば、安心して自分の本当の姿を出すことができる。

子ども達の力を借りて、リーダー以外の7割の子どもたちを変えていくことが、クラスを変えることになる。

委員

家庭の中で、親子の話が少なくなっている。スマホ等でコミュニケーションが行われることで、お互いの顔が見えず、自分の気持ちを閉じ込めている。親がその思いを引き出してあげることも大切ではないか。

私自身PTAの会で会う保護者の中には、多忙でなかなか会に出られないという方も多い。最近、行政や学校、保護者等が集まって会議するこういう場がある。いじめをもっと少なくするためには、いろいろな場で話し合い、地域に広げていかななくてはならない。

委員

親子の会話が少ないことが問題である。親が子どものことを、見ていない。子どもの様子がおかしいとなってからでは遅く、自殺に至る場合もある。

親の責任、家庭の責任が大きい、社会の様々な問題がそれを阻害している。そんな中でも、親がしっかりと子どもを見ていけるように啓発し、地域で見守っていくしかないと考えている。

委員

いじめの認知には、教員の感性が必要である。いじめは些細なものでも、自殺につながっていく事案がある。矢巾町の事例もそうである。悪ふざけ等の些細な出来事を学校は2年間見逃した。

しかし、それぞれの教員はいじめに対して一定の意識は持っている。ところが、組織に上げる時点で、様々なことが影響を及ぼし阻害している。

いじめの認知件数は、学校・家庭・地域の感性やアンテナの高さ、教育力の指標が高ければ、その



認知率は高くなる。しかし、この考えは、まだ社会に一般化されていない。したがって、認知件数が高い学校は、荒れていると思われたり、いじめを発生させた教員は指導力が無いと見られたりする。場合によっては、議会でそのことを取り上げる。

文部科学省はこの認知数を上げることに関して、今回再調査を行った。ところが、認知率の大きな変化には説明責任も生じ、学校の評価にも関わるためブレーキがかかる。したがって、学校はカウントせず、該当の教員は、他に迷惑をかけまいと問題を抱え込んでしまう教員文化もある。そして、組織的対応がなされないという実態が起きている。

この体質を改め、認知率の高さがいじめに対する気づきの証であるということ、社会に周知していただきたい。暴力行為や不登校は形に現れる。いじめは心の問題である。しかも気づきにくい。それに気づき拾い上げていくことが大切であり、認知率を上げていくことは良いことだとするよう評価の姿勢も変えていきたい。

心の教育センターは深刻ないじめ問題には、チームを派遣して解決するようなコーディネートをお願いしたい。指導相談だけではなく、アウトリーチを可能にするような体制づくりも必要だと思う。

会長

支援チームについてはどうか。

委員

考えている。相談者に対しては、最後まで寄り添う。必要に応じて、学校等にチームを派遣することも考えている。

委員

ワンストップ・トータル相談窓口として、心の教育センターがいじめ問題について最後まで関わることは非常に大事である。

事案の中には、弁護士が関わった方が解決しやすい事案もあると思う。しかし、実際にはあまり関わっていない。おそらく、弁護士への相談は敷居が高いと感じているのであろう。

ワンストップ・トータルならば、これまでより弁護士も関わりやすいと思われる。今後、連携を密にして、利用しやすい体制を作っていきたい。

委員

法務局にも人権相談の窓口がある。子どもには、気軽に相談できるように、SOSミニレターの事業も実施している。しかし、相談の中には、先生や学校に言わないで欲しいというものもある。

これまでは、個別にやり取りをして、助言を行ってきたが、これでは実効性のある解決に結びつかない。受けた相談を救済に結び付けていくことが、本会のテーマでもある。今後は、法務局で得た相談の情報については、深刻ないじめ、または深刻ないじめに発展する可能性のある事案は、できる限り学校に情報提供し、問題の解決につながるよう通知した。これは、法務局で定めた人権侵犯事件の取扱規定に基づいている。学校長に直接情報提供を行い、法務局からの提供であることは秘匿にさせていただきながら、途中経過を共有しながら、学校で見守り、解消を図っていくことを目指したい。

委員

複数の相談方法も必要ではないか。今の子どもは、自分から直接コミュニケーションをとって行動

することは少ない。例えば、今の時代にあったメール等での相談も考えられる。同時に、早い段階で学校から警察への情報提供もお願いしたい。そのためには日頃からの連携が重要である。事前の協力体制づくりを大切にしていく。

#### 委員

東京都では、いじめに対する認識を高めるため、教員がチェックリストを使って自己チェックを行っている。その項目のなかに、「子どもに対して、学校以外の相談窓口があることを説明しているか」という項目がある。この周知が大切で、相談者のなかに学校に言いにくい状況も考えられる。うまく相談窓口つないでいくことが重要である。

#### 会長

貴重な意見を様々いただき、大変ありがたかった。いじめの相談窓口に関する議論をまとめたい。

まず、学校、または学級が、これまで以上に適切に対応できるために、どうすればよいかを検討するということである。いじめに対するフロー図は、良い形になっている。これをさらに改善していくためには、組織的対応に対する教員文化の問題や、いじめの認知率向上に対する認識を踏まえて検討していくことが必要であろう。いじめは子どもの問題であるし、親の問題であり、地域の問題でもある。このフロー図には、保護者や地域が見えない。啓発の在り方等についても、検討を深めさせていただきたい。

次に、ワンストップアンドトータルの相談窓口の在り方についてである。

学校がいじめを認知しづらい状況がある中、相談窓口の複線化も大事であるし、それをワンストップの窓口につなぐことも大事である。そして、困難事案が増えている分、専門家がバックアップする体制も重要となる。特にアウトリーチができるように検討し、もう一段の機能の充実を図りたい。

この仕組みを機能させるためには、一定の守秘義務を守りながら連携を深め、関係機関同士の信頼関係を構築していくことも課題であり議論を深めたい。

最後に全般的な問題として、いじめそのものが見えにくくなってきている状況を踏まえ、これら議論してきている対応で十分なのかということも、今後議論を深めさせていただく。

次回、検討を深めた案を提案したい。ご協力願う。

#### (4) 閉会

次回、第3回日程については、詳細が決まり次第連絡する。